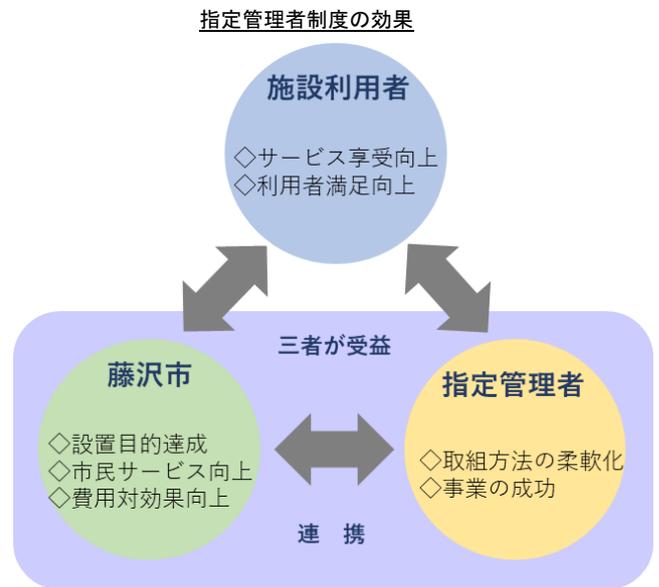


1 指定管理者制度への理解

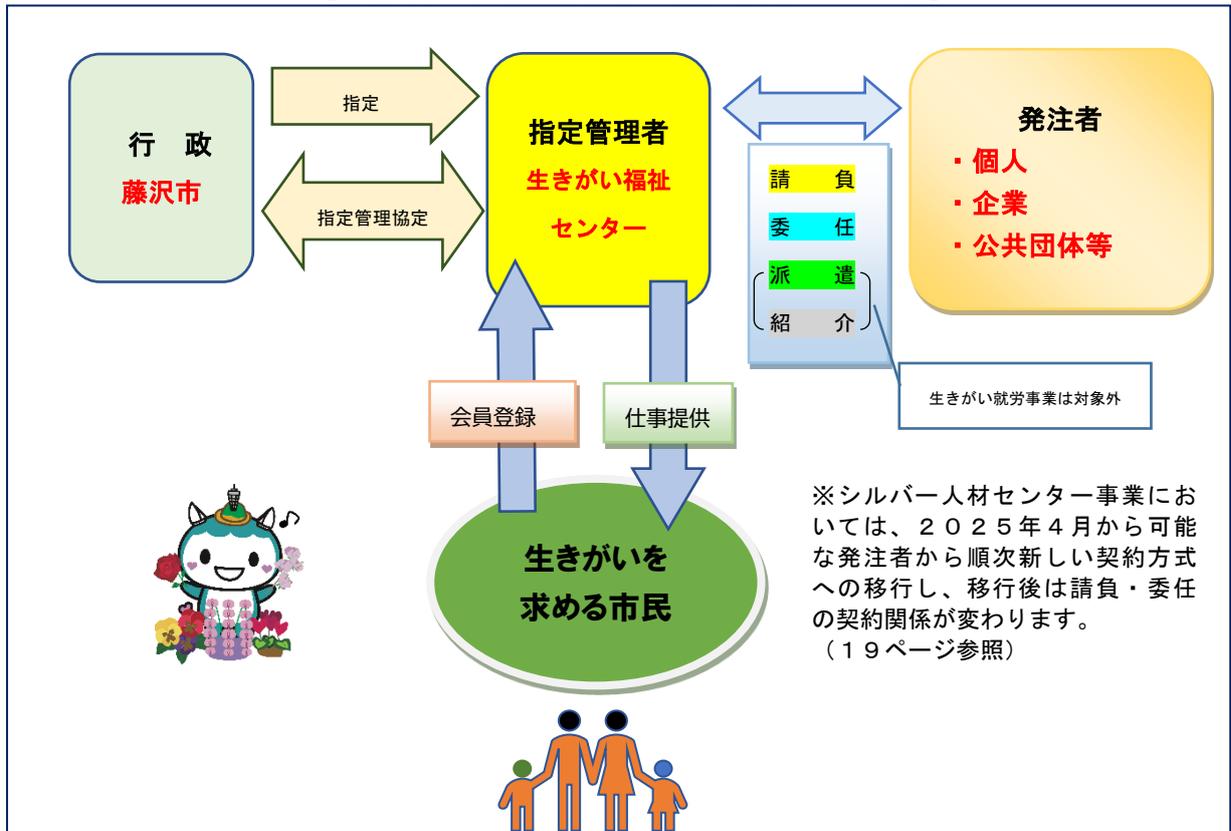
1 指定管理者制度への理解

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業所の有する能力、経験、知識等を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、効率的な管理運営を行うことにより、経費の縮減等を図るものと理解しています。

私たちは、より幅を拡げた就業支援と居場所づくりという役割に質を高めることを意図し、生きがい福祉センターにおける将来を見据えた住民サービスの向上を目指して、これからも引き続き職員全員が一体となり、公共施設の指定管理事業を行います。



【本指定管理における現行の連携・関係イメージ図】



2 管理運営の基本方針

1 生きがい福祉センター設置目的等への理解

(1) 設置目的等への理解

生きがい福祉センターの設置目的である「生きがいを求める高齢者及び心身障がい者等が自己の能力と経験を活用することにより、福祉の向上を図る」ための施設という役割を理解し、誰もが安全で安心して利用できる施設管理を行うとともに、高齢者及び心身障がい者等の社会参加や就業機会の確保及び提供等に努めます。

「福祉の向上」について具体的な取組みを進めるにあたっては、生きがい福祉センターの設置目的と、藤沢市市政運営の総合指針2024に策定されている基本目標、重点方針及びまちづくりテーマなどのうち、特に関連性が高い施策の成果を高めるよう、下図のように循環関係の構築に努めてまいります。

図 福祉の向上への循環関係イメージ



(2) 生きがい福祉センターの管理運営の基本理念・方針

生きがい福祉センターの管理運営については、施設及び設備の維持管理に関する業務に加えて、高齢者の就業機会の確保及び提供等を行う「シルバー人材事業」と心身障がい者等の社会参加や就業機会の確保及び提供等を行う「生きがい就労事業」を一体的に実施することにより、効果的かつ効率的に、施設の設置目的の達成に努めます。

資料編No1 藤沢市生きがい福祉センター管理運営マニュアル



洋裁作業



襖張替実演会

ア 生きがい就労事業

生きがいを求める心身障がい者、福祉制度のはざまにいる方(ひきこもりや障がい者手帳を取得していない方、取得手続き中の方)、男女を問わず家事等を専業とする方を会員とする「生きがい就労事業」において、それぞれに適した就業機会の確保及び提供等に関する事業を行います。

- ・ 定期的な個別ヒアリングを行うなど、会員の意向等を十分に確認しつつ、地域や関係機関との協力並びに連携を図りながら、自己の能力と経験を活用する場の確保に努めます。
- ・ 会員の拡大を図るため、藤沢市及びハローワーク等関係機関と連携するとともに、養護学校、藤沢市障がい福祉サービス事業所等との連絡会議や説明会へ参加し、情報交換や作業体験等の交流により加入を促進します。
- ・ ホームページへの掲載やチラシの配布、公共施設への会報等の配架によるPR、ハローワーク等に仕事の紹介依頼を行うなど、作業確保に向けた働きかけを行います。また、技能・安全講習等の開催により、会員の技能の向上を図り、新たな受託作業や就業機会の確保及び提供並びに安全就業に努めます。



ベアリングリテーナーのそろえ作業



藤沢市障がい福祉サービス事業所説明会

イ シルバー人材事業

生きがいを求める高齢者を会員とする「シルバー人材事業」において、会員の能力の活用を図るための就業機会の確保及び提供等に関する事業を行います。
(「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づくシルバー人材事業は、国及び市の補助事業であるため、指定管理料は必要としません。)

- ・ 会員の希望と経験に応じた就業機会の確保及び提供等を行うため、公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会との共催による高齢者活躍人材確保育成事業の技能講習会等の開催の他、労働者派遣事業、職業紹介事業の推進により多様な就業要望に応えます。
- ・ 高齢者会員の増加が今後も予測されるため、就業分野の開拓・拡大事業による顧客訪問や地域交流によるPR等により、受託可能な作業確保に努めます。また、会員の技能と経験を生かし、会員による講師や生きがい福祉センターの日常清掃等への活用を図ります。
- ・ 今後も引き続き、会員の技能と経験を生かした事業の推進を図るため、入会や就業に関する相談についてきめ細かく対応するとともに、スキルアップ講習会等の実施により会員の技能を高め、就業機会の確保及び提供に努めます。

藤沢市生きがい福祉センターの指定管理業務		
高齢者の就業支援 (シルバー人材事業)	障がい者等の就業支援 (生きがい就労事業)	施設の維持管理
○就業機会の確保 ○就業機会の提供 ・ 就業先の紹介 ・ 就業相談の実施 ○就業に必要な技能等 研修の実施 ○使用等の承認	○就業機会の確保 ○就業機会の提供 ・ 就業先の紹介 ・ 就業相談の実施 ○就業に必要な技能等 研修の実施 ○使用等の承認	○施設の清掃等 ○小破修繕 ○設備の保守点検
国・市の補助事業 (指定管理料必要なし)	指定管理料の対象	指定管理料の対象
○障がい者等の就業機会の確保については、シルバー人材センターの運営技術等を活用し、シルバー人材センターと一体的に実施することで、より効率的かつ効果的な管理運営を行います。		